

富山市郊外部における身近な拠点づくり支援制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活に必要な買い物や移動等の機能が不足する郊外部の地域において、公共施設を活用し、地域住民等が主体となって必要な機能の確保を行う身近な拠点づくりを支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身近な拠点づくり 公共施設を活用し、地域住民等が主体となって買物支援、ボランティア輸送等による移動支援、地域の交流促進その他日常生活に必要な機能の確保を複合的に実施する活動をいう。
- (2) 地域住民等 補助対象地域において居住する者若しくは事業を営む者又は身近な拠点づくりに関する活動を行う者をいう。
- (3) 身近な拠点づくり推進団体 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体として次条の規定による認定を受けているものをいう。
 - ア 身近な拠点づくりを目的とし、身近な拠点づくりに取り組むものであること。
 - イ 補助対象地域内に、活動区域を有していること。
 - ウ 地域住民等を含む3者以上で構成されていること。
 - エ 代表者が定められていること。
 - オ 自治振興会その他の地縁団体が加入し、又は当該地縁団体の支持を得ていること。
 - カ 身近な拠点づくりを継続的に行う意思があること。
 - キ 公益を害する活動を行っていないこと。
 - ク 政治的又は宗教的な活動を目的とする団体でないこと。
 - ケ 構成員に、富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと。

コ その他まちづくりの推進において不適切な活動を行っていないこと。

(4) 補助対象地域 身近な拠点づくり推進団体の活動区域の大半が、主要な公共交通の沿線外であり、かつ、スーパーマーケット等の生鮮食料品を取り扱う店舗から2km圏域外であること。

(身近な拠点づくり推進団体の認定)

第3条 身近な拠点づくり推進団体の認定を受けようとするものは、身近な拠点づくり推進団体認定・変更認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 規約（会計に関する規定が定められているものに限る。）

(2) 構成員名簿

(3) 活動計画書

(4) 活動区域を記した図

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、申請者が前条第3号アからコまでに掲げる要件のいずれにも該当すると認めたときは、身近な拠点づくり推進団体の認定を行うものとする。

3 市長は、前項の認定をしたときは、身近な拠点づくり推進団体認定・変更認定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の変更)

第4条 身近な拠点づくり推進団体は、前条第1項の申請書又は添付書類に記載した事項に変更（市長が軽微な変更と認めるものを除く。次項において同じ。）が生じたときは、速やかに身近な拠点づくり推進団体認定・変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、身近な拠点づくり推進団体の認定の変更について準用する。この場合において、同条第1項中「図面」とあるのは、「図面のうち変更の生じたもの及びその事実を証するもの」と読み替えるものとする。

3 身近な拠点づくり推進団体は、第1項の軽微な変更が生じたときは、

速やかに市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、第1項の変更を認めたときは、身近な拠点づくり推進団体認定・変更認定通知書により、その旨を当該団体に通知するものとする。

（活動報告）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、身近な拠点づくり推進団体に対し、活動内容について報告書の提出を求めることができる。

（認定の取消し）

第6条 市長は、身近な拠点づくり推進団体が第2条第3号アからコまでに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき、又は身近な拠点づくり推進団体認定申請書（添付書類を含む。）若しくは前条の報告書の記載内容に虚偽が判明したときは、当該身近な拠点づくり推進団体の認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、あらかじめ、当該身近な拠点づくり推進団体から意見を聴取するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、身近な拠点づくり推進団体認定取消通知書（様式第3号）により、その旨を当該団体に通知するものとする。

（補助金の交付基準）

第7条 市長は、身近な拠点づくり推進団体が行う身近な拠点づくりに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助金の対象経費及び限度額は、別表のとおりとする。

- 3 第1項の補助金の交付対象期間は、年度単位で通算3か年を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする身近な拠点づくり推進団体は、補助事業を開始しようとする日の10日前までに、身近な拠点づくり支援補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第5号）

(2) 収支予算書（様式第6号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、身近な拠点づくり支援補助金交付決定通知書（様式第7号）により、その旨を当該身近な拠点づくり推進団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定をする場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

（事業計画の変更等の承認）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた身近な拠点づくり推進団体（以下「補助事業者」という。）は、第8条の規定により提出した事業計画書等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、身近な拠点づくり支援補助金変更交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更等を承認したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更等を承認したときは、身近な拠点づくり支援補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（状況報告等）

第11条 市長は、補助金を適正に執行するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況に関する報告若しくは書類の提出を求め、又は補助事業者の同意を得て補助事業の遂行の状況を調査することができる。

（補助事業遂行に関する指示）

第 12 条 市長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、完了後 10 日以内に身近な拠点づくり支援補助事業実績報告書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算報告書（様式第 11 号）
- (2) 領収書の写し等支出の事実を証する書類
- (3) 補助事業の完了を証する書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条 市長は、補助事業の完了、中止又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査により、補助金の額を確定し、身近な拠点づくり支援補助金額確定通知書（様式第 12 号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 15 条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けるときは、身近な拠点づくり支援補助金交付請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

る。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業に関し補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は第12条の規定による市長の指示に従わないとき。
- (3) 補助事業者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正な行為により補助金の交付を受け、又は補助金を不正に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、身近な拠点づくり支援補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、第10条第2項若しくは前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更した場合又は第15条第1項ただし書の規定により補助事業完了前に補助金の交付を受けた額が第14条の規定による確定額を超える場合において、当該取消し若しくは変更に係る部分又は超える部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（雑則）

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

別表（第 7 条関係）

対象経費	限度額
身近な拠点づくりに要する経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 広報費 刊行物、チラシ等の印刷費その他発送・発信に要する費用 (2) 借上料 会場、什器及び車両の借上げに要する費用 (3) 使用料 会場、車両、電子回覧板その他サービスの使用に要する費用 (4) 保険料 活動及びボランティア輸送等で必要と認められる保険料 (5) 燃料費 住民の輸送のために必要な燃料費 (6) 委託料 什器の設計製作及び広報デザイン制作等に要する委託料 (7) 消耗品費 文具等の消耗品及び雑貨類購入に要する費用 (8) 備品購入費 什器等の備品購入に要する費用	30 万円（対象経費の合計額の 5 分の 4 以内）